

合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月7日

基礎情報

都道府県・市名	高知県・高知市（こうちし）
合併期日	平成17年1月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	高知県高知市本町五丁目1-45（旧高知市）
人口（合併直近の国調）	333,621人（平成12年国勢調査）
面積	264.28km ²
議員定数	42人（特例による定数増2名を含む）
関係市町村名	高知市、鏡村、土佐山村

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢者比率（%）
関係市町村	高知市	327,796	145.00	40	18.2
	鏡村	1,679	60.06	10	30.1
	土佐山村	1,230	59.22	10	32.0
合計	-	330,705	264.28	60	-

人口は平成17年1月1日現在。ただし、高齢者比率は平成12年国勢調査の数値。

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。
平成16年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	高知市	139,933,873	41,339,664	23,327,745	中核市	0.63
	鏡村	2,091,405	92,466	886,737	山村振興、過疎、特定農山村	0.114
	土佐山村	1,578,418	84,470	711,336	山村振興、過疎、特定農山村	0.141
合計	-	143,603,696	41,516,600	24,925,818	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年1月24日	解散年月日：平成16年12月31日
内容	市町村建設計画の策定をはじめ、合併の方式など34の合併協定項目について協議を行った。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度（合併の日）から平成26年度までの概ね10カ年	
基本計画の主要項目	まちづくりの基本方針 主要施策 財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	鏡庁舎（旧鏡村役場）及び土佐山庁舎（旧土佐山村役場）として活用している。 鏡 庁 舎：鏡窓口センター・森林政策課の設置及び保健師の配置など 土佐山庁舎：土佐山窓口センター・中山間振興課の設置及び保健師の配置など	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 2 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：58.5万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	<p>(1) 法人住民税は、高知市の税率に統一する。 ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人は、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。</p> <p>(2) 鏡村及び土佐山村の固定資産税の税率は、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一する。</p> <p>(3) 鏡村及び土佐山村の軽自動車税の税率は、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一する。 ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一する。</p> <p>(4) 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用する。</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	約174.5億円（事業）、約37億円（基金）	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>合併の方式 鏡村及び土佐山村を高知市に編入する編入合併</p> <p>合併の期日 平成17年1月1日</p> <p>新市の名称 高知市</p> <p>新市の事務所の位置 高知市本町五丁目1番45号（合併前の高知市役所の位置）</p> <p>財産の取扱い 鏡村及び土佐山村の所有する財産は、高知市に引き継ぐ。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱い 議員の定数は、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り（平成23年5月1日まで）、42人とする。そのうち、鏡村と土佐山村に設ける選挙区の定数は、それぞれ1人とする。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 鏡村及び土佐山村の農業委員会は、高知市の農業委員会に統合する。 鏡村と土佐山村の農業委員会の委員のうち選挙による委員は、高知市の農業委員の残任期間に限り（平成17年7月19日まで）、それぞれ2人が引き続き在任する。</p> <p>一般職の職員の身分の取扱い 鏡村と土佐山村の一般職の職員の身分は、すべて高知市の職員として引き継ぐ。</p> <p>特別職の職員の身分の取扱い 鏡村と土佐山村の常勤の特別職の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定める。（結果、鏡村の収入役及び教育長を一般職の職員として任用した。）</p> <p>中山間地域振興審議会の設置の取扱い 新市の中山間地域の振興策を審議するため、鏡村・土佐山村の区域と高知市の中山間地域を合わせた区域を対象に、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、中山間地域振興審議会を設置する。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>特になし</p>